

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 155

1. プレミア証券株式会社及び東岳証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

証券取引等監視委員会（以下、「監視委」）は、プレミア証券株式会社及び東岳証券株式会社（以下、「両社」）を検査した結果、平成 28 年 3 月 18 日、金融庁に対して行政処分を行うよう勧告いたしました（詳細は下記リンク参照）。

【プレミア証券株式会社】

（公表文） http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160318-1.htm

【東岳証券株式会社】

(公表文) http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160318-2.htm

【事案の概要等】

両社は、ともに複数の適格機関投資家等特例業務の届出者（以下、「届出業者」）のファンドに適格機関投資家として出資を行っていますが、上記公表文に記載のとおり、両社による当該出資には、実質的に両社が負担することなく、届出業者の負担により行われた実態のないものが認められ、また、両社が出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が認められています。

両社は、金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、これを怠ったことから、投資者被害をもたらす事態等を招いたものです。

金融商品取引業者による届出業者のファンドへの適格機関投資家出資のあり方について行政処分の勧告を行ったのは、本件が初めての事案です。

なお、届出業者については、規制強化等を内容とする金融商品取引法の改正が本年3月1日に施行され、当該規制強化の概要や金融庁・監視委としての取り組み等についてホームページで紹介しています（詳細は下記リンク参照）。

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/tekikaku_kyouka.htm

2. 最近の取引調査に基づく勧告について

取引調査の結果に基づいて、以下の2事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28.3.25 S H I F T株式に係る内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160325-1.htm)

・ H28.3.25 日本マニュファクチャリングサービス株式に係る内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160325-2.htm)

【事案の概要等】

(1) S H I F T株式に係る内部者取引（発行会社の役員が知人に対して重要事実を伝達）

本件は、(株) S H I F Tの役員が、その職務に関して知った、同社の未公表の二つの重要事実（(a) 株式分割と (b) 業績予想の修正）を知人に伝達し、当該重要事実の伝達を受けた知人が、各重要事実の公表前に同社の株式を売買したという事案であり、

(a) 当該各重要事実が公表される前に、当該役員から伝達されたそれぞれの重要事実に基づいて同社株の売買を行った知人の行為は、金商法 166 条 3 項（第一次情報受領者の禁止行為）に、

(b) 当該役員が行った未公表の重要事実の伝達行為は、同法 167 条の 2 第 1 項（情報伝達の禁止）に、

それぞれ該当するため、課徴金勧告を行ったものです。

両者（役員と知人）は、学生時代から親友として認め合う間柄にあり、共に、年末・年始に同級生が集まり開催されている懇親会に参加する中で本件各重要事実の伝達が行われていました。このうち、業績予想の修正に係る情報伝達については、業績予想の下方修正が公表されることにより同社の株価が下落するとの認識を有するとともに、知人が同社株を保有していることを知っていた役員が、公表前に知人に当該重要事実を伝達することにより、知人に生じる損失を回避させるために伝達したものであったことが判明しています。

情報伝達・取引推奨規制は平成 26 年 4 月から導入されており、本件は同規制導入後、3 件目の勧告事案となります。

（２）日本マニュファクチャリングサービス株式に係る内部者取引（借名口座を利用）

本件は、日本マニュファクチャリングサービス（株）（以下「日本マニ社」という。）との間で資本業務提携に関する契約の締結交渉を行っていた兼松（株）の社員が、その交渉に関して知った、日本マニ社が両社の資本業務提携を行うことを決定した等の未公表の重要事実に基づいて、当該重要事実の公表前に、日本マニ社の株式を買い付けたという事案でした。

なお、本件については借名口座が利用されていました。内部者取引であることを隠蔽するために借名口座を利用するケースが散見されていますが、監視委は市場の公正性・透明性を損なうような不正取引に対しては厳正に調査を行うこととしており、仮に借名口座を利用したとしても、容易に把握することが可能なことを申し添えます。

【その他】

最近になって、情報伝達・取引推奨規制違反で勧告した事案が 3 件認められているほか、バスケット条項を適用して勧告した事案も 3 件認められています。こうした状況を踏まえ、旬刊商事法務に「勧告事案を踏まえたインサイダー取引規制適用の考察」と題する論文が二本掲載されましたので、ご紹介します。

本年 3 月 25 日発行の商事法務（No2096）には、情報伝達・取引推奨規制の導入背景や立法趣旨、具体的な勧告事案等を紹介した「インサイダー取引規制における『情報伝達・取引推奨規制』の適用」とする論文が、また、同年 4 月 5 日発行の商事法務（No2097）には、バスケット条項の解釈や具体的な勧告事案等を紹介した「インサイダー取引規制におけるバスケット条項の適用」とする論文が、それぞれ掲載されておりますので、参考にいただければ幸いです。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信し

ています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>